

質疑応答書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等がございますか。	入札説明書9 (3) ウ に記載の通り、入札書の日付は実際の提出日(令和8年1月21日まで)を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	契約開始前及び契約開始後に最大需要電力が仕様書記載の契約電力を超過した場合は、契約締結後、契約書第8条第1項に基づく協議のうえ、契約電力を決定します。 なお、基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
4		予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はありません。
5		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますが了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
7		送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の軽量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、使用期間は令和8年4月1日0:00からであり、検針日については、原則毎月1日です。

8		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	電気料金の計算は、入札公告 1 (5) 履行場所に記載の需要場所単位で問題ありません。 また、需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。
9		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1 枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払いが発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。複数から支払われるということはありません。
10		自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置されています。
11		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、覚書締結の可否も含め、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第 18 条第 1 項に基づく協議は可能です。
12		入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。 提出方法については、入札説明書 9 (4) に記載のとおりです。

13		入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札附属書(注)3に記載のとおり、基本料金、電力量料金、割引料金、1年間の予定総額、履行期間の予定総額(上段)は、消費税及び地方消費税を含むものとしてください。 また、入札附属書(注)4に記載のとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額、並びに1年間の予定総額、履行期間の予定総額（上段）に、小数点未満の端数がある時には、その全部を切り捨てた金額を記載してください。 入札書記載の入札金額については、お見込みのとおり、小数点未満の端数切り上げです。
14		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。
15		弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合は、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。 なお、燃料費等調整を行う場合は、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることとなります。 基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
16		燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。 入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含みません。

17		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	お見込みのとおりです。広島市ホームページで、入札金額を総額のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
18		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	契約単価はお見込みのとおり、契約書第2条第1項に記載の金額（消費税及び地方消費税を含む。）です。 電気料金については、契約書第10条及び第11条に記載のとおりです。
19		落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約書に定めのない事項は、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。 なお、契約金額の改定が必要となる場合は、契約書第2条第2項に基づく協議のうえ決定します。
20		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
21		計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

22		落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
23		契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。
24		発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。 ただし、燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。
25		市場連動、または市場連動を含むプランでの対応は可能でしょうか。	電力料金の算定については契約書第10条に記載のとおりであり、不可となります。
26		自動検針装置による遠隔自動検針は可能な状態でしょうか。	可能な状態になります。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。